

大分県報

令和四年
二月七日
号外（三）
（月曜日）

目次

訓令 甲
教育委員会訓令甲

大分県重要システム危機管理等連絡会設置規程の制定……………一

訓令 甲 教育委員会訓令甲

大分県訓令甲第一号
大分県教育委員会訓令甲第一号

知事部局
教育庁

大分県重要システム危機管理等連絡会設置規程を次のように定める。
令和四年二月七日

大分県知事 広瀬勝貞
大分県教育委員会

大分県重要システム危機管理等連絡会設置規程
（設置）

第一条 県民の生命及び財産に重大な影響のある情報システムにおける危機管理対応等を適切かつ迅速に行うため、重要システム危機管理等連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

一 別表第一に掲げる重要システム（以下「重要システム」という。）に関する危機管理対応に係る総合調整に関すること。

令和四年二月七日

二 重要システムの開発又は改修に係る構想の総合調整に関すること。
三 その他知事が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第二条 連絡会は、別表第二に掲げる職にある者のうちから知事が任命し、又は委嘱した委員で組織する。

2 連絡会に会長を置き、委員のうち商工観光労働部DX推進課長をもってこれに充てる。
3 連絡会に副会長を置き、委員のうち総務部電子自治体推進室長をもってこれに充てる。

（会長の職務等）

第四条 会長は、連絡会の事務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、連絡会の事務に従事する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第五条 連絡会の会議は、定例会及び臨時会の二種とし、会長が招集し、その議長となる。

2 定例会は、原則として二箇月に一回開催する。

3 臨時会は、会長が特に必要があると認めた場合に開催する。

4 会長は、必要があると認める場合は、関係者出席を依頼することができる。

5 会長は、必要に応じ、会議の内容に係る各部署の主管課長に当該内容を共有するものとする。

（障害等の報告）

第六条 委員は、所管する重要システムに県民の生命及び財産に重大な影響を及ぼす障害が発生したときは、会長が定めるところにより、直ちに会長及び副会長に報告しなければならない。

2 委員は、大分県災害対策本部規程（昭和三十七年大分県災害対策本部訓令第一号）第一条に規定する大分県災害対策本部が設置されたときは、会長が定めるところにより、直ちに所管する重要システムに係る被災の有無を会長及び副会長に報告しなければならない。

（庶務）

第七条 連絡会の庶務は、商工観光労働部において処理する。

（雑則）

第八条 この規程に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第一（第二条関係）

大分県報号外（訓令甲・教育委訓令甲）

令和四年二月七日

大分県報号外（訓令甲・教育委訓令甲）

土木建築部河川課長
土木建築部砂防課長
教育庁教育デジタル改革室長

e-オフィスシステム 職員情報登録システム 大分県職員認証基盤システム 大分県ファイルサーバシステム 仮想クラウドシステム ホームページ管理システム プレスリリースシステム 新型コロナウイルス感染者等情報集約システム 環境放射線モニタリングシステム 大気汚染常時監視テレメータシステム 県民安全・安心メール等配信システム 職員参集・安否確認システム おおいた防災アプリ 災害対応支援システム 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) 全国瞬時警報システム (Jアラート) 震度情報システム 防災映像配信システム 防災映像公開システム 防災映像共有システム 河川砂防情報システム 教育庁職員認証基盤システム 教育庁ファイルサーバシステム	
--	--

別表第二（第三条関係）

総務部電子自治体推進室長
企画振興部広報広聴課長
福祉保健部福祉保健企画課長
生活環境部環境保全課長
生活環境部防災局防災対策企画課長
生活環境部防災局危機管理室長
商工観光労働部DX推進課長
土木建築部建設政策課長